

厚生労働省和歌山労働局発表

平成 31 年 4 月 19 日（金）

担 当	厚生労働省和歌山労働局
	職業安定部職業安定課
	課 長 三 谷 博 己
	労働市場情報担当 内 海 治 香
	電 話 0 7 3 (4 8 8) 1 1 6 0

「平成 31 年度厚生労働省和歌山労働局雇用施策実施方針 ～魅力ある「ふるさとわかやま」の働く環境づくり～」を策定

和歌山労働局（局長 松淵厚樹）は、「平成 31 年度厚生労働省和歌山労働局雇用施策実施方針～魅力ある「ふるさとわかやま」の働く環境づくり～」を策定しました。

本実施方針は、労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用施策と和歌山県の雇用施策が密接な関連の下、円滑かつ効果的に実施されるよう、和歌山県知事の意見を聴いて定めているものです。

和歌山労働局では、「地方創生の実現」を和歌山県と和歌山労働局の共通の目標として、各施策について和歌山県と連携することにより、魅力ある「ふるさとわかやま」の働く環境づくりを効果的・一体的に実施していきます。

【平成 31 年度の主な雇用施策】

- 1 働き方改革の推進
- 2 地域を担う人材の確保・定着への取組
- 3 若者に対する就労支援
- 4 女性の活躍推進
- 5 障害者の活躍促進
- 6 高年齢者の就労支援・環境整備
- 7 職業訓練を活用した人材育成・就労支援
- 8 生活困窮者に対する就労支援
- 9 安心して働き続けることができるための就労支援
- 10 外国人労働者の適切な雇用管理の確保等
- 11 企業に対する人権啓発

※ 詳細については、添付の「平成 31 年度厚生労働省和歌山労働局雇用施策実施方針の概要」及び「平成 31 年度厚生労働省和歌山労働局雇用施策実施方針」とおりです。

「平成 31 年度 厚生労働省和歌山労働局雇用施策実施方針」の概要

労働局と和歌山県とが連携を図ることにより、以下の施策について魅力ある「ふるさとわかやま」の働く環境づくりを効果的・一体的に実施する。

●働き方改革の推進

- ・「和歌山働き方改革推進協議会」の継続的な開催により、県内における働き方改革への機運を醸成。
- ・局幹部による管内企業の経営トップ等に対する働きかけにより、働き方改革を推進。
- ・「働き方改革関連法」の周知徹底。
- ・先進的な取組や他の企業の模範となる取組について、「働き方・休み方改善ポータルサイト」等を活用し情報を発信。
- ・「働き方改革推進支援センター」におけるきめ細かな相談支援の実施。
- ・適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進。

●地域を担う人材の確保・定着への取組

- ・積極的な企業訪問による企業ニーズの的確な把握、人材確保等に関する企業向け支援策の情報提供。
- ・求人への早期充足に向け、雇用管理改善も含めた助言・指導を実施。
- ・各地での就職フェアの継続実施等、U・I ターン就職を含めた県内就労支援の強化。
- ・「和歌山県への移住・定住促進に係る連携・協力等に関する協定」に基づく就職支援の実施。
- ・福祉、建設、警備、運輸分野の人材確保に向けた支援の強化。

●若者に対する就労支援

- ・県内主要経済団体に対し、求人枠拡大や早期の求人提出等を要請。
- ・ミスマッチ防止による定着率向上を目的とした、「応募前サマー企業ガイダンス」の実施。
- ・「合同企業説明会」や「企業面談会」の開催。
- ・「ジョブカフェわかやま」と「わかやま新卒応援ハローワーク」の密接な連携による、効果的な就職支援。

●女性の活躍推進

- ・ハローワークと「再就職支援センター」（県）等との連携により、女性の再就職支援を強化。
- ・女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画の策定・届出等が義務づけられている企業について、その履行の確保を図る。
- ・女性の活躍推進に向けた職業能力開発の推進。

●障害者に対する就労支援

- ・法定雇用率達成指導、地域における就労支援体制の更なる強化により、「福祉」、「教育」、「医療」から「雇用」への移行を一層推進。
- ・障害特性や働き方に応じたきめ細かな支援策の充実・強化。
- ・障害者雇用促進法・障害者虐待防止法の周知・啓発及び円滑な運用。

●高齢者の就労支援・環境整備

- ・雇用確保措置を実施していない企業に対し個別指導を実施。
- ・ハローワーク和歌山の「生涯現役支援窓口」において、高齢求職者に対する再就職支援を強化。
- ・高齢者の多様な就業機会の確保に向け、県の「再就職支援センター」と連携。

●職業訓練を活用した人材育成・就労支援

- ・雇用吸収が見込まれる分野での職業訓練の推進、求職者の適性に応じた訓練への積極的な受講あつせん。
- ・訓練修了者に対する再就職に向けた支援を行うため、訓練実施機関との連携を強化。

●生活困窮者に対する就労支援

- ・ハローワークと県・市とが一体となった早期就労支援の実施により、生活困窮者の自立を促進。

●安心して働き続けることができるための就労支援

- ・職場におけるハラスメント防止に向け、関係法令等の周知・啓発を実施。相談への迅速な対応。
- ・若者の「使い捨て」防止に向けた取組の充実。
- ・がん患者等に対する就労支援の充実。

●外国人労働者の適切な雇用管理の確保等

- ・平成 31 年 4 月に新たな在留資格「特定技能」が創設されたことを踏まえ、外国人労働者の地域における安定した就労を促進するため、必要に応じ地方自治体等と協力して事業主に対するセミナーを開催。

●企業に対する人権啓発

- ・「企業トップクラス・公正採用選考人権啓発推進員研修会」(局) 及び「企業における研修責任者研修会」(県)の合同開催、研修会の充実、企業に対する積極的な受講勧奨。

平成 31 年度

厚生労働省 和歌山労働局

雇用施策実施方針

～ 魅力ある「ふるさとわかやま」の働く環境づくり ～

平成 31 年 4 月

和歌山労働局

目 次

第1 趣旨	1
第2 平成31年度の主な雇用施策	
1 働き方改革の推進	1
2 地域を担う人材の確保・定着への取組	3
3 若者に対する就労支援	5
4 女性の活躍推進	7
5 障害者の活躍促進	7
6 高年齢者の就労支援・環境整備	9
7 職業訓練を活用した人材育成・就労支援	10
8 生活困窮者に対する就労支援	10
9 安心して働き続けることができるための就労支援	11
10 外国人労働者の適切な雇用管理の確保等	12
11 企業に対する人権啓発	12

第1 趣旨

雇用施策実施方針は、雇用対策法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第93号）附則第2条第1項の規定に基づき、和歌山労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を、和歌山県知事の意見を聴いて定めたものであり、国の講ずる雇用に関する施策と和歌山県（以下「県」という。）の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

労働局では、「地方創生の実現」を県と労働局の共通の目標とし、以下の施策について県と連携することにより、魅力ある「ふるさとわかやま」の働く環境づくりを効果的・一体的に実施する。

第2 平成31年度の主な雇用施策

1 働き方改革の推進

少子高齢化や若者の県外流出により人口が減少し、働き手が減っている状況の中で、地域と企業の活力を高めるためには、若者を惹きつけ、女性の活躍が一層促進されるような、仕事と生活の調和がとれた魅力ある雇用・職場環境を実現し、地域や企業の将来を担う人材を一人でも多く確保し定着させていくことが重要である。

国、地方公共団体、労使団体等の地域の関係者から構成される「和歌山働き方改革推進協議会」の継続的な開催により、各機関が一体となって県内における働き方改革への機運の醸成を図るとともに、本年4月から順次施行される「働き方改革関連法」の周知徹底を図り、すべての労働者が適正な労働条件の下で安心して働くことができる職場環境の整備を目指す必要がある。

また、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進により、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、これまでの働き方・休み方を見直し、効率的な働き方を進めていく必要がある。

(1) 働き方改革・休暇取得促進

本年4月1日から、時間外労働の上限規制や、年次有給休暇の確実な取得、正規労働者と非正規労働者間の不合理な待遇差の禁止などを内容とした「働き方改革関連法」が順次施行される。引き続き、長時間労働を前提としたこれまでの職場慣行を変え、時間外労働の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組むよう、局幹部による管内の主要企業の経営トップ等に対する働きかけを実施し、また、管内にとどまらず、先進的な取組や他の企業の模範となる取組について「働き方・休み方改善ポータルサイト」等を活用し、広く情報発信に努める。

また、和歌山県の実情に応じた働き方改革を推進するため、県と連携しながら、

さまざまな機会を捉え「働き方改革関連法」の周知徹底を図るとともに、働き方改革に取り組んでいる県内企業等に関する情報について共有化し、好事例として発信していくことで働き方改革の機運の醸成を図る。

(2) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方・休み方の見直し

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、労働時間、休日日数、年次有給休暇の取得に関する事項などを、労働者の健康と生活に配慮するとともに多様な働き方に対応したものへ改善することが重要である。このため、年次有給休暇の取得率が低い、又は労働時間が長い業種を中心に、「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタントなどの活用による労働時間等の設定の改善のための助言・指導等を実施する。また、働き方改革に取り組む事業主に対して、和歌山県働き方改革推進支援センターにおいて、きめ細かい相談支援を行う。

(3) 和歌山働き方改革推進協議会の開催

県内の中小企業・小規模事業者の状況を始めとした、地域の実情に応じた働き方改革を進め、若者や非正規雇用者を始めとする労働環境や処遇の改善等に向けた気運が高まるよう、地方公共団体及び中小企業団体を含む労使団体等の地域の関係者から構成される「和歌山働き方改革推進協議会」の継続的な開催に向けた取組を行う。

また、全産業の生産性革命や働き方改革を実現するためには、地場産業に対する知見・情報・ネットワーク等を有する金融機関との連携を通じて、地域特有の産業構造の変化や労働市場の動向を共有し、地域の企業・産業の取組をともに支援していくことが重要である。このため、日常的な情報交換を密にする等、金融機関との連携強化を図っていく。

(4) 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

育児休業や介護休業等を取得しやすい環境を整備するため、介護休業の分割取得や最大2歳までの育児休業等を盛り込み、平成29年1月及び10月から施行された改正育児・介護休業法の周知を図る。

また、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図るため、平成29年度に刷新された「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」について、様々な機会を通じて周知を図るとともに、労働局幹部による企業への働き方改革等の取組への働きかけや、和歌山働き方改革推進協議会、働き方・休み方改善コンサルタント等の活用によりテレワークそのもののメリットを周知する。さらに、雇用型テレワークの導入経費を助成する「時間外労働等改善助成金（テレワークコース）」等の導入支援に関する取組についても周知する。

(5) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員転換・待遇改善を強力に推し進めていくため、「和歌山県正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づき、正社員転換・待遇改善の取組の着実な実施に努める。

さらに、非正規雇用労働者の企業内での正社員化や人材育成、処遇改善といったキャリアアップの取組を促進する「キャリアアップ助成金」について周知を行い、積極的な活用を促す。また、県の非正規雇用の正社員化に向けた取組の周知に協力する。

パートタイム・有期雇用労働法、改正労働者派遣法の円滑な施行に向け改正法及び「同一労働同一賃金ガイドライン」（指針）等の理解を促進するため説明会を開催するなど、あらゆる機会を通じて、労使双方に周知徹底を図り、管内企業の改正法に沿った賃金規程の見直し等の取組を促進するとともに、現行パートタイム労働法の履行確保を図る。

2 地域を担う人材の確保・定着への取組

(1) 地域の人材確保に向けた企業支援

ア 地域における企業支援

労働局・安定所は、積極的な企業訪問によるほか、県や関係機関との情報交換の場など様々な機会を通じて、企業ニーズを的確に把握し、人材確保に向けた企業支援に反映させる。人材確保等に関する企業向け支援策については、平成 29 年 12 月より県が運営しているウェブサイト「わかやま企業応援ナビ」において国・県等の産業施策が一元的に集約されていることから、企業訪問の際には、企業に対する同ウェブサイトの案内を行うとともに、助成金制度の内容及び活用方法等、企業にとって有益な情報を提供し、求人提出意欲を喚起する。

イ 求人者に対する充足支援

求人が提出された場合には、安定所は求人者に対し、求人条件や求人票の記載内容のほか雇用管理改善についても助言・指導を行うことにより、求人の充足可能性を高め、適合する求職者を探索し、早期充足を図る。

(2) 地域における雇用創出と人材確保

労働局職業安定部地域連携推進室が主となって、県及び県内市町村等との連携・協力をより一層推進し、地域における雇用創出と人材確保に取り組む。

ア 一体的実施事業

労働局の雇用に関する施策と県の雇用に関する施策を一体的に実施する事業について、両方で協定を結び、共同で運営している「ワークプラザ河北」を

活用し、雇用機会の確保、雇用の場の創出、就職支援を実施する。

県は、「ワークプラザ河北」において、就職活動中の若年者や生活困窮者に対して、生活や就職に関する相談業務及び情報提供を行う。労働局は、職業紹介を希望する者に対して、求人情報の提供、職業相談・職業紹介による就職のあっせんを実施する。

また、県内各地で実施している就職フェアの継続実施、県内企業における新規採用者の離職防止の取組推進など、Uターン就職を含め県内就労支援について連携する。併せて、U・Iターン就職を目的とした「わかやま就職フェア in 東京」について、首都圏の大学における周知方法や対象者数（和歌山県出身大学生数等）の把握を行うことはもとより、参加者数、就職者数を把握し翌年度以降の開催のための検証を行うこととする。

イ 県・市町村による地方創生の取組への協力

県・市町村が地域の創意工夫を活かして行う雇用創出や人材育成・確保、処遇改善などの自主的な取組について、労働行政の立場から必要な支援を行う。

「和歌山県への移住・定住促進に係る連携・協力等に関する協定」に基づき、県との緊密な連携・協力の下、「和歌山新卒応援ハローワーク」を含む施設である「ハローワークサロンほんまち」と、県の「わかやま定住サポートセンター」及び「ジョブカフェわかやま」が一体となって、和歌山県への移住・定住希望者、若年者、新規学卒者の就職支援等を実施する。

また、各安定所に設置した移住・定住窓口において、関係市町村等のワンストップパーソンと連携し、就職支援を始めとする総合的な支援を実施する。

さらに、県が実施する再就職を支援するための取組（都会で働く人、定年退職者、出産等で離職した女性を対象として、2月を就活強化月間と定め、県内へのUターン就職や再就職を支援する第2の就活サイクル）の強化に向けて、東京・大阪に設置されている「地方就職支援コーナー」及び県内安定所における、企業や求職者への周知に協力する。

そのほか、県が実施する雇用を生み出すための施策（安定的な正社員雇用機会の創出、生産性の向上や経済的基盤の強化を図るわかやま地域活性化雇用創造プロジェクトなど）に係る求職者向け支援事業の周知に協力する。

ウ 福祉（介護、看護、保育）、建設、警備、運輸分野の人材確保に向けた支援の強化

（ア）福祉人材確保の取組

県や地域の関係機関を構成員とする福祉人材確保推進協議会において、就職支援に係る具体的な連携の在り方を協議し、地域の関係機関との連携の下で、介護・医療・保育職種への就業を希望する求職者に対する支援を実施する。

また、和歌山安定所及び田辺安定所において、和歌山県ナースセンターと連携し「ナースのお仕事相談」を実施するとともに、看護師資格保持者に対し、同センターが実施する復職支援講習会への参加勧奨、医療機関の求人情報の提供等を実施する。

(イ) 人手不足分野における人材確保の取組

和歌山安定所に設置している「人材確保対策コーナー」において、人手不足分野を対象とした就職支援セミナー、採用面接会を兼ねた事業所見学会等、マッチングを促進する取組を積極的に実施する。

また、「人材確保等支援助成金」を活用し、人材不足解消や、労働者の職場定着等を図る。

3 若者に対する就労支援

本県の将来を担う若者が、安心して働き、その意欲や能力を十分に発揮できるよう、県が実施する産業施策及び県教育委員会が実施する教育施策等と以下の施策について緊密な連携を図りつつ、包括的な支援を行う。

また、県内就職を促進するため、施策を通して、県内企業の魅力、和歌山で暮らす魅力を発信していく。

(1) 新規学卒者に対する就職支援

ア 新規高等学校卒業者の求人要請

6月1日に求人受付が開始されることから、県内主要経済団体に対して、労働局・県・県教育委員会の3者連名で求人枠拡大、早期の求人提出等の要請を行うとともに、県内63業種組合及び雇用保険被保険者10人以上規模の事業所に対して、3者連名での求人要請文書を送付する。

イ 新規高等学校卒業者への企業説明会の実施

企業への就職促進とミスマッチ防止による定着率向上を目的として、就職希望の高校生と企業が一堂に会する「応募前サマー企業ガイダンス」及び「応募前企業ガイダンス in 紀南」を県と共催で実施する。

ウ 新規高等学校未内定者への就職面談会の実施

新規高等学校未内定者の応募機会の確保と就職促進を目的として、和歌山市と田辺市において、県と共催で「高校生のための合同企業説明会」を実施する。

また、11月～3月にかけて、和歌山・田辺・橋本地域で開催される一般求職者対象の就職面接会等に参加する企業に対して、未内定高校生向けの求人開拓を行う。

エ 若者の県内就職を促進する県の事業との連携

将来の和歌山を支える若者の県内企業への就職を促進するため、引き続き、県内企業や高校との連携を強化しつつ、企業情報の提供や職場定着支援などに取り組むこととし、その際には、県が実施する若者の県内就職を促進する事業（わかやま産業を支える人づくりプロジェクト）と連携する。

(2) 新規大学等卒業者への就職支援

ア 企業面談会の実施

「きのくに人材Uターンフェア」を始めとする新規大学卒業予定者を対象とした企業面談会を和歌山・新宮・田辺・御坊・橋本地域において開催し、優良企業の参加促進と利用者増加のための取組を県と連携を密にして行う。

イ U・Iターン就職の促進

大学等進学者の約9割に当たる県外進学者及び県内進学者等のうち、新年度に新4回生となる学生（約5,800人）及び新3回生の学生（約4,500人）を対象に、当県へのU・Iターン就職を促進するためのガイドブックを県と共同で作成する。

また、大阪で開催される県・労働局共催の「わかやまU・Iターン就職フェア in 大阪」に対して、県外進学者の積極的な参加勧奨を図る。

そのほか、県が実施する県内就職情報発信（フェイスブックやインスタグラムによるもの）や県作成の就活アプリについて、学生等への周知に協力する。

(3) 若年失業者に対する就職支援

「ジョブカフェわかやま」において、企業説明会や各種セミナーの開催等を行う若年者地域連携事業を引き続き実施する。また、併設する「わかやま新卒応援ハローワーク」においては、県と密接な連携を図り、職業相談・職業紹介などの就職支援を効果的に行うとともに、利用者の利便性向上に努める。

(4) ニート等の職業的自立支援

働くことに悩みを抱えている若者等の職業的自立を支援する「地域若者サポートステーション」事業の周知・普及に努めるとともに、県内3か所に設置している「地域若者サポートステーション」と安定所が連携し、職業的自立に向けて切れ目ない支援を行う。

また、働くこと以外に様々な悩みや課題を抱えた若者に対しても、「地域若者サポートステーション」に併設している「子ども・若者総合相談センター」をはじめとする地域の様々な支援機関と連携し、効果的な支援を実施する。

4 女性の活躍推進

(1) マザーズハローワーク事業の推進

和歌山・橋本安定所に設置しているマザーズコーナーにおいて、県、和歌山市などの関係機関との連携により「子育て女性等就職支援ネットワーク」を構築し、子育てをしながら就職を希望する求職者に対し、保育所その他の子育て支援サービスに関する情報、及び県の「結婚・子育て応援企業同盟」・「女性活躍企業同盟」に係る企業情報等の提供を行う。併せて、安定所の窓口において子育てをしながら就職を希望する求職者が相談しやすい環境づくりに取り組んでいくとともに、県が設置する「再就職支援センター」との連携を図りながら、女性の再就職支援を強化する。

また、ひとり親家庭の貧困問題が深刻化しているため、ひとり親家庭の自立支援を推進すべく、キャンペーンの実施、母子家庭の母等のひとり親に対する就職支援の強化を図ることとする。

さらに、事業主に対して、子育てをしながら働くことへの理解促進や求人条件の緩和に向けての働きかけとして、求人者への助言・指導等を行い、仕事と子育てが両立しやすい求人の確保及び個々の求職者の希望を踏まえた職業相談・職業紹介を行うなど、総合的かつ一貫した就職支援サービスを推進する。

(2) 女性活躍推進法に基づく取組の推進等

女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画の策定・届出等が義務づけられている企業について、策定・届出等の履行確保を図るとともに、策定された行動計画の進捗状況に留意し、課題の改善に当たって必要な助言を行う等、法に基づく取組の実効性確保を図る。

また、企業が自社の女性の活躍情報等を掲載した「女性の活躍推進企業データベース」の周知を図り、管内企業に自社の女性活躍推進の取組をアピールする場として、女性の活躍状況に関する情報や行動計画の公表を促すとともに、学生・求職者の利用促進を図る。

さらに、優秀な人材の確保や公共調達の際加点評価されること等、女性活躍推進企業としての認定制度（えるぼし認定）のメリットも含め広く周知することにより認定に向けた取組促進を図る。

(3) 女性の活躍推進に向けた職業能力開発の推進

子育て等により離職した女性の再就職を支援するため、県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構和歌山支部と連携し、公的職業訓練において、託児サービス付き訓練コースの一層の設定促進に努める。

5 障害者の活躍促進

障害者に対する就労支援を推進していくため、法定雇用率の達成指導を厳正に実施

するとともに、障害者が地域において自立していきいきと暮らせるよう、県と連携し、地域における就労支援体制の強化を図る。

(1) 法定雇用率の引上げに伴う周知等の徹底

平成 30 年 4 月から精神障害者が新たに算定基礎の対象に加えられたことにより、労働局・安定所において雇用率の引上げ内容や精神障害者である短時間労働者の算定方法の見直しについて、会議・セミナー等あらゆる機会を通じて周知等を行う。

また、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」について、精神・発達障害についての基礎知識や理解促進を図り、県と連携した開催を行う。

(2) 法定雇用率達成指導、地域就労支援力の更なる強化

ア 法定雇用率達成指導

障害者雇用状況報告の集計結果を踏まえ、法定雇用率未達成の企業に対する達成指導を強化する。特に、障害者雇用ゼロ企業に対しては、重点的に達成指導を行う。

また、法定雇用率の達成を率先垂範し、障害者雇用を進めるべき立場にある公的機関に対しては、全ての市町村等が法定雇用率を達成するため、県と連携した指導を行う。

イ 地域就労支援力の更なる強化

「福祉」、「教育」、「医療」から「雇用」への移行を一層推進するため、県及び市町村が策定した障害福祉計画等も踏まえながら、県の福祉担当部局、福祉施設、教育委員会、特別支援学校、医療機関等と安定所が連携を図りつつ、関係機関のネットワークを活用した就労支援力の強化を図る。

(3) 障害特性や働き方に応じたきめ細かな支援策の充実・強化

ア 精神障害者の就労支援

安定所において、障害特性に応じたカウンセリング等きめ細かな支援を実施するとともに、県と連携の下、障害者就業・生活支援センターと安定所等関係機関が緊密に連携し、精神障害の特性に応じた雇用促進及び職場定着支援を図る。

イ 発達障害者の就労支援

発達障害者支援センター「ポラリス」等と連携し、発達障害に対する理解をより一層促進するとともに、特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）、職場適応援助者（ジョブコーチ）支援等の活用により、雇用の促進を図る。

ウ 難病患者等に対する就労支援

和歌山安定所に難病患者就職サポーターを配置し、和歌山県難病・子ども保健相談支援センター等との連絡会議の開催等を通じ、難病に対する理解をより一層促進し、情報共有を図る。併せて、和歌山県難病・子ども保健相談支援センターへの出張相談の実施、特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）等の活用などによる就労支援の充実を図る。

このような取組を通じ、病気になっても働きながら安心して治療が続けられる社会環境づくりを推進する。

エ 障害者の職業能力開発支援

県が実施する障害者を対象とした職業訓練について、積極的かつ効果的な受講あっせんにも努めるとともに、求職障害者や企業に対し、制度の周知を図る。

(4) 障害者雇用促進法・障害者虐待防止法の周知・啓発及び円滑な運用

労働局及び安定所は、障害者差別禁止、合理的配慮の提供義務の履行確保・障害者虐待防止のための助言・指導等の実施や、県、和歌山障害者職業センター、各障害者就業・生活支援センター等との連携による制度の周知・啓発を行う。また、雇用分野における合理的配慮事例の収集及び共有に取り組む。

6 高年齢者の就労支援・環境整備

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の減少等を踏まえ、意欲と能力がある限り年齢に関係なくいきいきと働ける生涯現役社会の実現に向けて、高年齢者の就業を促進する。

(1) 企業における高年齢者の定年延長・継続雇用の促進

生涯現役で働くことのできる社会の実現に向け、雇用確保措置を実施していない企業に対し個別指導を実施するとともに、65歳までの雇用確保を基盤にしつつ、高年齢者雇用安定法の義務を超え、年齢にかかわらず働き続けることが可能な企業の普及・啓発等を行う。

(2) 高年齢者に対する再就職支援の強化

和歌山安定所に設置した「生涯現役支援窓口」を積極的に周知し、県と連携を図りながら、特に65歳以上の高年齢求職者に対する再就職支援の強化を図る。

「生涯現役支援窓口」においては、一般の相談窓口では就労が難しい高年齢求職者を支援対象者に幅広く取り込み、職業生活設計に係る相談、個別求人開拓によるマッチングと職業紹介など、積極的に就労支援を行う。

また、「生涯現役支援窓口」は、県が設置している「再就職支援センター」とも連携しながら、高年齢者の多様な就業機会の確保に努める。

(3) 地域における就業機会の確保

地域の高齢者に多様な就業機会を確保することが重要であり、地域の高齢者に就業機会を提供するシルバー人材センターの活動を推進するため、和歌山県シルバー人材センター事業推進連絡会議を開催し、就業機会拡大に取り組む上での課題を検討する等、県との連携を図る。

7 職業訓練を活用した人材育成・就労支援

人材育成の重要性を踏まえ、離職者等の再就職が促進されるよう、雇用吸収が見込まれる分野での職業訓練を推進し、求職者の適性に応じた適切な支援を行う必要がある。

また、職業訓練を的確に実施するためには、地域における企業の具体的な人材ニーズを十分に踏まえた上で、これを戦略的に行うことが重要である。

(1) ハロートレーニング（公的職業訓練の愛称）の推進

安定所は、公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ「ハロートレーニング～急がば学べ～」や平成29年10月に決定したロゴマーク（愛称「ハロトレくん」）及び平成30年9月に「ハロートレーニングアンバサダー」に任命されたAKB48チーム8を活用しながらハロートレーニングの周知・広報に努め、その認知度向上及び更なる活用促進を図るとともに、ハロートレーニングを受講することが適当であると考えられる求職者に対しては、積極的な受講あっせんに努める。

特に、長期高度人材育成コース等新しい訓練コースや技術系訓練コースについては、説明会や見学会等を通じて、求職者に対し具体的な情報を直接伝えるなど積極的な受講勧奨を行う。

また、訓練修了者への再就職に向けた支援を行うため、訓練実施機関との連携強化を図る。

(2) 地域ニーズに即したハロートレーニングの展開

労働局及び安定所が求人者及び求職者の職業訓練ニーズを把握し、県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構和歌山支部に体系的に提供する。

また、地域職業訓練実施計画については、関係機関（県、労働局、教育訓練機関、労使団体、学識経験者等）による地域訓練協議会の場において、地域における求職者の動向や訓練ニーズを的確に把握し、公共職業訓練及び求職者支援訓練に係る総合的な計画を県と連携して策定する。

8 生活困窮者に対する就労支援

福祉施策を担う県・市及び雇用施策を担う労働局・安定所が連携し、生活保護受給者等就労自立促進事業に基づく生活保護受給者等への早期支援の徹底、生活困難者に

対する相談支援の実施等、就労による自立促進を図る。

(1) 県・市との連携の強化

生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定書に基づき、県や市との連携体制による支援候補者の積極的な送り出しが図られるよう取り組む。

和歌山市役所内に共同で開設した「和歌山福祉・就労支援センター」において、和歌山市と安定所による生活保護受給者等に対する福祉施策と雇用施策の一体的支援等を効果的に実施する。

また、ひとり親家庭の自立を支援するため、8月の児童扶養手当の現況届提出時に、和歌山市等への安定所の臨時相談窓口の設置及び市町村窓口における求職者支援訓練の周知等を連携して実施する。

(2) 生活困窮者に対する早期支援の徹底

生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活保護相談・申請段階の者等に加え、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者に対しても、県・市と連携して早期の就労支援の徹底を図る。

9 安心して働き続けることができるための就労支援

(1) 総合的なハラスメントの対策の推進

男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に基づき、事業主に義務付けられたセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントの防止措置の履行確保、パワーハラスメントの予防・解決に向けた取組の推進が図られるよう、県と連携の上、ハラスメントの未然防止に努めるよう周知を図るとともに、労働局及び各労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーの周知を図り、寄せられた労使からの相談への迅速な対応を行う。

(2) 若者の「使い捨て」が疑われる企業への対策

「わかもの支援コーナー」及び「わかやま新卒応援ハローワーク」、県が設置している「労働情報センター」での労働相談において、「使い捨て」が疑われる事業所に関する情報が得られた場合、労働基準監督署に情報提供するなど、若者の「使い捨て」防止に向けた取組の充実を図る。

(3) がん患者等に対する就労支援の充実

県では、平成30年に第3次和歌山県がん対策推進計画を策定し、企業に対する正しい知識の普及啓発や患者・家族の就労支援に対する連携強化など、がん患者に対する就労支援の充実を図っている。

和歌山安定所においては、和歌山県立医科大学附属病院、日本赤十字社和歌山医療センターとの間で、長期療養者就職支援事業実施協定を締結の上、がん等の

疾病による長期療養が必要な求職者に対する就職支援や事業主の理解促進のための取組を行うとともに、和歌山安定所に配置している長期療養者支援担当の就職支援ナビゲーターによる職業相談、職業紹介及び個別求人開拓などを実施する。

10 外国人労働者の適切な雇用管理の確保等

平成31年4月に新たな在留資格「特定技能」が創設されたことを踏まえ、外国人労働者の地域における安定した就労を促進するため、必要に応じ地方自治体等と協力して事業主に対するセミナーを開催すること等により、事業主による雇用管理の改善に向けた取組を促す。

また、安定所においても外国人雇用状況届出制度の適切な運用の徹底を図るとともに、外国人労働者の雇用管理改善の促進及び再就職援助のための指導等を計画的・機動的に行う。

11 企業に対する人権啓発

公正な採用選考の確保を図るため、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月閣議決定）に基づき、就職の機会均等を保障することが同和問題などの人権問題の中心的課題であるとの認識に立って、取り組む必要がある。

このため、県と連携し、「企業トップクラス・公正採用選考人権啓発推進員研修会」（労働局）及び「企業における研修責任者研修会」（県）を合同開催し、意識啓発を行うとともに、多くの企業の積極的な参加を促進するため、研修会を充実させる。

なお、過去3年以内に研修を受講していない企業に対しては、受講勸奨文を添え案内する等積極的な受講勸奨を実施する。

また、通級による指導を受ける生徒に対する企業等の理解を深めるため、県と連携し、啓発に取り組む。